

# 公表用要約

「唐宋変革期の国家と経済  
——唐代の財政・税法・貨幣をめぐって」

呉明浩

本論文は、渡辺信一郎・島居一康・宮沢知之を中心メンバーとする中国史研究会の唐宋期に関わる財政史研究の成果を批判的に吸収した上で、専制国家支配像の中に地方政府の位置づけが欠けている点について、地方政府が事実上一種の間接支配団体であるとする岩井氏の主張を参考にしつつ、地方独自の財政的立場や国家の経済的統合を受ける社会の反応などの非中央の視角から、唐宋変革期の国家支配の従来注意されてこなかった側面について考察したものである。主には唐代の中央・地方・社会の三方の経済関係を研究対象とし、藩鎮の財政権力の由来・両税法の成立・両税の基本構造・銅銭流通の性格という四つのテーマを取り上げ、それぞれに一章を充て、全体的には財政・税法・貨幣の三つの分野に研究の重点を置くことになる。これまでも常用されてきた史料を厳密に再考し、新たな史料を援用することで、今までの通念を覆す新たな知見を多く提示した。

第一章「唐前期の支度使——藩鎮財政権力の起源の一考察」では、支度使という財政的使職が唐前期において行軍支度使・軍鎮支度使・道支度使の三つの段階を経て、ついに道支度使として節度使制度に溶け込み、安史の乱の前に節度使の財政権力の由来となったことを解明した。

支度使という使職は唐初以来行軍に伴ってしばしば設けられたもので、軍糧と兵器など軍事物資の籌算・分配を総攬した。このような財政使職ができたのは、軍事上の需要からであった。そして、時と場所に応じた一時的な兼職でしかなく、戦争が終わった後に行軍の解散とともに任を終えたのである。高宗の後期以降、行軍が辺境地域に駐屯して軍鎮になってから、それに対応して軍鎮の支度使も近くの地方官が兼任して固定的な使職になり、さらに数箇所の軍鎮の財務管理を行って地域内の軍区化を推進した。これこそ、軍事の統帥を結集する節度使の誕生への

端緒であった。従来の研究では、軍事権を掌る節度使と監察権を持つ採訪使が最も重要な使職とされたが、節度使一藩鎮の権力形成の過程において、支度使が財政方面で果たした役割が重要である。中宗、睿宗復位の時期には、河北と河西の道支度使は軍鎮支度使に取って代わり、軍事財務の管理範囲は軍鎮から州県にまで拡大された。さらに玄宗初年になると、ほかの辺境四道（河東・関内・隴右・劍南）にもすべて支度使が設けられた。このような変化は、辺境での戦争に応じて、駐屯地や本道の地方政府が、より効率的に軍資などを支援できるようにするために起きた。節度使の制度化も、軍鎮支度使から直接発展してきた道支度使に先行していたわけではない。各道支度使は開元中期に節度使に兼領されるようになり、節度使は道支度使を通じて道内の軍鎮や州県の軍事財務を監督する権限を掌握することができた。武周期から玄宗初期にかけて権力範囲が拡大された支度使は、その後の節度使一藩鎮という軍鎮の军区化が軍事財政の方面で形成される基礎を定めた。ただし、支度使には原則的な権限の範囲があって、安史の乱以降観察使職をもった藩鎮であっても、管轄区内の財政権力を総攬していたとはいえない。

第二章「楊炎の「量出以制入」と両税法の成立再考」では、楊炎の最初の提案から両税法の正式実施までの過程の再検討を通じて、日野開三郎以来の両税法成立史の研究における「量出制入」原則と「抑藩振朝」説に対して反論した。

まず、「量出制入」について、従来の研究の誤解を正した。楊炎のいう「量出以制入」は「量入為出」の反義語とは認められず、実際には民の担税力に即して財政収取を決めることであり、新しく構想された財政収入体系の中の定税原則である。楊炎の後に活躍した陸贄も「量出制入」と似た表現を使ったが、陸贄のいう「量出以為入」は当時の財政上の過度な消費・搾取を表すものであり、両税法自体には関係なく、かかる放漫財政を批判するものである。楊炎の「量出以制入」とは全く意味が違う。そもそも「量出為入」という財政思想と財政行為は古来存在していた。しかし、陸贄の言葉は以後「量出以制入」の真実を誤解させることになり、それは現代の研究にまで影響した。次に、中央財政の強化とい

う論点について、従来注意されていなかった大暦十四年の州・府による戸籍作成の失敗の経緯を検討することで、これを否定した。最初の計画段階から最後の実施段階にかけて、内容の主な変化は定額制（税額全体の固定化）の導入と雑徭合併の放棄という二箇所がある。これは、税制改革に消極的な地方政府の態度に対して中央政府が妥協し、ひいては譲歩したことを示している。楊炎の改革策は「抑藩振朝」を意図していたが、実施された両税法は地方の財政利益の確保と中央財政収入の増加との間のバランスをとっただけで藩鎮・州の財政権力を弱めておらず、財政上で中央が地方を統合する集権体制を再建できなかった。それどころか、かえって、中央と地方が法的に国家税収を分割する財政運営になったのである。当時中央政府の最大関心事は地方が徴収した賦税からいかににより多くを得られるかどうかということにすぎなかった。この点では、両税法の成立を中央集権化の方向へ位置づける従来の議論は成り立たない。むしろ両税法の成立は、律令制以来の国家財政運営の根本的な手段、すなわち中央が戸籍を通じて地方の徴税を支配するやり方を放棄したことを意味しているのではなかろうか。

第三章「唐代両税法の基本構造とその変容——「均の理念」の視点からみる」では、建中元年両税法は銭額と斛斗がともに資産等級を税額分配の基準としていることから資産税の性格を備えること、後周から始まった新両税法は銭額と斛斗がともに田地等級を税額分配の基準としていることから土地税の性格を備えていることを指摘した。

本来、中国史上で「均」字には二つの意味があり、一つは差等を基軸にする「均」であって違う等級の間の相対的平等を強調しているのに対して、もう一つは一律均等の「均」であって等級にかかわらず絶対的平等を強調するものである。従来の両税法研究は史料中の「均」の意味を十分に把握していないため、両税斛斗の税額分配方式が正しく理解されていない。両税法実施が始まったころ、各州の両税を構成する銭額と斛斗それぞれの定額の根拠は異なっており、前者は大暦年間の最大の徴税額であるのに対して、後者は大暦十四年の墾田額と毎畝税率によって算出した税額である。ただし、両者とも民戸の財産の等級化により税額を

割り当てる点では同じである。両税法成立後の約半世紀間、両税負担の「不均」は一層甚だしくなった。ところが、唐朝政府はしばしば均税のことを強調するだけで、実効ある措置を施行していなかった。そうした「不均」に対応して、華北の同州や南方の浙西では、地方官の主導で田地の肥瘠に応じた斛斗の税額分配が行われた。後周の世宗期になると、大規模な「均田」を実施したが、五代に繰り返された様々な規模の均田の系譜において、世宗の均田は決して後唐以来の前例を踏襲したものでなく、元稹の改革を見本として行われた新しいものである。後周世宗の均田を経て、原則上、両税額の多少は完全に所有田地の肥瘠による等級と面積によって決まるようになり、両税法にもともと備わっていた税負担の軽重の調整機能もより有効に働くようになった。宋代に入り、世宗の均田措置を継承したため、当然、これに伴って田地等級による両税分配の方式も広く普及し、この方法は南方諸国の平定後には各地域でも採用されるようになった。その意味で世宗の均田は、宋代の新しい両税法の形態の出発点になったと言えるのである。

第四章「唐代における銅銭流通の問題——前半期の銭荒と私鑄の再検討」では、開元年間から出現した銭荒と呼ばれる議論の正体を見極め、そのうえで盛行していた私鑄銭が唐朝前半期の経済社会で果たした役割や流通原理を示した。

唐代のいわゆる銭荒は、唐人が物価下落の原因を銭不足に求めた結果から生み出された印象であって、素朴な貨幣数量論にもとづいており、これをもって唐代の銅銭流通が不足していたと結論することはできない。我々は銭荒現象を扱う時には、唐人の認識を越え出て、唐代銅銭の流通量と当時の社会上の貨幣需要の関係を検討する必要がある。唐の前半期を通じて、政府は原則上私鑄を禁圧してきたが、民間においては私鑄銭が官銭（開元通宝）をはるかに超える規模で流通していた。銅価の高下は、官銭・私鑄銭の実質価値の増減と正の相関にあり、利潤を前提とした私鑄銭重量の増減、すなわち官銭に対する品質の優劣程度とは負の相関がある。高宗期以降、銅価の上昇につれて私鑄銭は官銭との品質の差が拡大していくが、玄宗の天宝中期に至るまでは官銭と等価で流通

し、その安定した交換価値は市場をかく乱するどころか、むしろ交易を活性化して市場の正常な運行を支える重要な機能を果たしていた。標準規格の開元通宝が一枚一文という前提の下で、唐人が交換価値を同じ一文とみなした私鑄銭の重さの最低限は每貫四斤余である。唐人の考えでは、いかに銅価が変わろうと、この重さ以上の銅銭でなければ、官銭と同じ交換価値をもつことはない。民間（時には政府も）で受容される交換価値が官銭と同じ私鑄銭の重さのこの最低ラインは、七百年以上鑄造されてきた五銖銭の重量に非常に近い。五銖銭に代表される銅銭のイメージが人々に深く刻み込まれており、五銖銭の重さの範囲内であれば、五銖銭から定義された一文という交換価値が認められたのである。隋末の貨幣秩序の崩壊により「五銖」を名目とした公的な銭貨が、私鑄銭の衝撃で社会的信用を失ったため、唐初は当時の社会の要求に応じて、「開元通宝」の四字で新たな国家的信用を与えただけでなく、それにふさわしい重さを加えるかたちで、各種の私鑄銭や歴代五銖銭よりも上質に見える新銭で、急速に強固な社会的信用を確立していった。ただし、開元通宝が五銖銭より重量を三分の一以上に増やしたことは同時に私鑄が盛行する原因ともなった。

以上の諸論により、唐代において経済的な面でそれぞれ独自の利害を持つ中央・地方・社会の間の複雑な相互作用が従来より明らかになった。財政を社会統合の手段とする唐宋変革期の専制国家支配のありかたを探究する際に、国家というものを単一の総括者と見なすのではなく、国家内部の地方政府と被統合側の社会が各自に果たしていた役割を重視すべきであり、本論文はこれを考察する初の試みである。